

文化審議会文化政策部会 美術ワーキンググループ 意見のまとめ

- 本ワーキンググループでは、博物館(美術館を含む。以下同じ。)の管理運営方策や美術作品等の鑑賞機会の充実及び美術作品制作等への支援の在り方、アートマネジメントに関する人材の育成、美術関連資料のアーカイブ戦略等について検討を行った。
- その際には、広く美術関連分野に関して、従来国が施策の対象としてきた分野に限定することなく、様々な観点から現場の声を聴きつつ、国と地方、さらには関係団体等との役割分担にも考慮しながら検討を行った。

1. 我が国の美術をめぐる現状と課題

- 近年、国民の美術に対する関心が高まりを見せており、老若男女を問わず多くの国民が博物館に足を運び、美術作品等を鑑賞する一方で、自ら美術作品制作等多様な活動を行っている。このことは、高齢者や障害者等についても同様であり、各博物館においては、そのための来館者用設備の整備や展示・案内等の対応を行うとともに、高齢者がボランティアとして積極的に参画している場合も多くなっている。
- しかしながら、昨今の厳しい財政状況下における行政改革や文化芸術が社会経済に寄与することについての情報発信不足等により、全国の博物館は経費削減を余儀なくされている。美術作品をはじめとする資料購入予算はほとんどなく、自己収入確保のため平常展より特別展・企画展を優先せざるを得なくなったり、学芸員資格を持つ専門職員の減少や非常勤化によって研修への参加や出張が困難な状況になるなど、博物館としての運営能力が低下している館が多いのが実態である。とりわけ、公立博物館においては、指定管理者制度の導入によって、調査研究や保存修理等の機能が低下している例もみられる。
- 一方、特に現代美術を中心として美術市場は拡大を続けており、また、主要都市においては、ビエンナーレやトリエンナーレ等のアート・フェスティバルが開催されるようになってきている。我が国でも様々なフィールドにおいて多くの取組が行われるようになっており、地域振興と結びついている例もある。このような美術振興の動きは欧米のみならず中国・韓国をはじめとするアジア各地においても認められ、現代美術市場は著しい発展をみせており、また、国家戦略・都市戦略として積極的な取組が進められている。
- 国際的に活躍するアーティストやクリエイターも登場しているが、国内にはアートの現場と社会のコーディネート役となるアートマネジメントに関する人材の活躍の場が十分ではなく、アーティスト等が活動の場を国外に移す例も多い。一方で、近年の経済情勢の悪化に伴い、創作活動に支障をきたしている現場も多く、国と地方、さらには関係団体等との役割分担にも考慮した支援の在り方が求められている。

- また、次代の文化芸術創造の基盤となる美術関連資料については、出版物や公文書以外の計画的・体系的なアーカイブが進んでおらず、散逸や海外流出の危機にある。これらの資料を適切に保存し、データベース化を進めるとともに、それらを公開し活用が図られるようにすることが求められている。

2. 美術分野の振興に係る方向性

- 文化芸術は、人々の感性や創造性をはぐくみ、表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる豊かな社会を形成するものである。とりわけ美術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国や時代における国民共通のよりどころともなり、世代を超えて人々に感動を与えるものである。このことが美術分野を振興する理由であり、国内外や各分野、あるいはハイカルチャーとサブカルチャーというような差別化をすることなく、幅広くその振興を図っていく必要がある。
- 一方で、美術分野の振興は、アーティストや鑑賞者等の自主的で活発な活動があってこそ図られるものであり、その支援に当たっては、アーティスト等の主体性・自立性を尊重しながら、国、都道府県、市町村、文化団体、企業等が適切な役割分担の下、それぞれの特徴を活かし、効果的に進めることが求められる。
- また、今日では、美術分野の振興は、教育・福祉・観光・創造産業など幅広い分野に関わりを持つものであり、地域コミュニティの再生を含めた地域振興や都市の活性化にも寄与するという観点を踏まえて推進することが求められる。
- さらに、グローバルな時代の中、アジア諸国との連携も視野に入れつつ、国際的に遜色のない高度学芸員の養成やアートマネジメントに関する人材の育成、美術作品等の国家補償制度の導入、アート・フェスティバルの開催等を通じて、国際的な戦略を構築することが求められる。

3. 具体的施策

(1) 博物館の管理運営方策の充実について

- 昨今の厳しい財政状況下で国公立博物館の活動経費が減少している一方、統一的な支援機関が不在である中で、文化芸術振興のため国としての総合的・体系的な博物館政策、とりわけ美術館に関する振興政策を構築することが求められている。現状においても、博物館の事業活動に対する支援や研修制度などが行われているものの、国としてのビジョンを示し、より効果的・効率的な支援の在り方を検討することが急務である。

① 博物館の果たすべき役割やその重要性についての理解促進方策

- 新たな市民社会における博物館は、市民が誇りをもって語れるような市民とともに生

きる博物館である必要があり、特に公立博物館は、多様な市民の期待に応える必要がある。また、今日、家庭・職場に次ぐ第三の場、精神をリフレッシュし、明日への活力をもたらす場としても博物館は期待されている。そのため、設置者はもちろん、館長はじめ学芸員等職員の一人ひとりがそうした意識を共有し、博物館サービスの充実に努めることが求められる。「博物館がないとこのまちが成り立たない」といわれるほどの存在感を示すことが必要である。

- 博物館は、単に社会教育施設あるいは文化施設であるにとどまらず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、あるいはボランティア活動や観光等の拠点ともなる多くのポテンシャルを有した施設である。今後は、これらの機能を強化するとともに、コミュニケーションや感性教育の場、地域ブランドづくりの場など、新たなミッションを博物館の役割の中に位置付けることによって、多面的な機能を備えた新たな博物館像を形成することが重要であり、国としても博物館の新たな機能に着目した支援の充実に努める必要がある。
- 博物館を活性化するためには、博物館の管理部門を担う単なる事務職員ではない「ミュージアム・アドミニストレーター」とも言うべき専門職員を養成することが必要である。また、美術作品等については、保存を行いつつ公開活用を行うことが前提であり、保存・修復担当専門職員(コンサーベーター)や美術作品等履歴管理担当専門職員(レジストラ)などの配置を促進することも求められていることから、これらの専門職員養成のための研修制度の充実に努める必要がある。
- 市民レベルにおけるミュージアム・リテラシーの涵養が図られるよう、博物館へのアクセスの確保や積極的な情報発信、さらには親しみやすく利用しやすい博物館運営等に努めることが求められる。その際、事業評価や第三者評価を活用し、企画段階から市民が参画できる博物館づくりについても考慮する必要がある。
- 本来博物館は、自らの所蔵作品を中心とした常設展の充実がまず重要であって、所蔵作品の書誌情報(メタデータ)を一つ一つ大事に扱い、学芸員の研究成果とともに展示していくことが求められる。そのためには、クリエイティビティやクオリティを確保した上で、利用者に対して価値のあるメッセージを発信し、博物館が市民にとって魅力ある場となるよう努めることが必要である。
- また、博物館を地域社会における総合的な成長分野、情報発信拠点と位置付けることによって、博物館への社会的投資に対する社会全体の認識を深めることも重要である。

②博物館の国際戦略の構築

- 近年、アジア各地で博物館の活発な活動が行われるようになってきており、アジア美術館長会議やアジア国立博物館協会、ICOM-ASPAC(国際博物館会議アジア・太平洋地域委員会)の日本での開催等、国立博物館、博物館協会、関係学会や専門家

等様々なレベルで重層的に積極的な交流が行われつつある。これらの交流に際しては、日本のリーダーシップが強く求められており、引き続き、国の支援も得ながら、これらの学協会が中心となって我が国の博物館の国際戦略を構築し、積極的に展開していくことが求められる。

- 今や博物館の活動は国際社会の中で展開されており、資料の貸借に際しての保険制度や脆弱な美術作品等の展示制限、文化財の不法輸出入の禁止等、多くの課題に対応する必要がある。そのためにも、ICOM(国際博物館会議)が定めた「博物館のための倫理規程」を館種や設置主体を超えた行動規範とし、関係団体が中心となって我が国の博物館の倫理規程を策定することが必要である。また、著作権については、資料のアーカイブ化など博物館の公共的な活動が円滑に実施されるよう、運用や法制度に関する検討も必要である。
- 博物館の国際戦略を構築するためには、我が国のアーティストや美術作品等を中心とした文化的・芸術的価値を世界に積極的に発信できる学芸員等専門人材の育成が急務であり、とりわけ国際交流の舞台における若手の実践的・経験的な研修を行うことが求められる。

③高齢者・身体障害者等に対する対応

- 高齢社会、生涯学習社会を迎え、多くの高齢者や身体障害者が博物館を訪問するようになり、施設設備のバリアフリー化や展示・案内標示、あるいはオーディオ機器等の活用による音声案内等の工夫が行われるようになったが、ソフト・サービスに関しては、児童生徒に対する教育プログラム等と比して必ずしも充実したものとなっていない。このため、高齢者や身体障害者、さらには外国人等にも対応したソフト施策の充実を図ることが重要である。

④児童生徒等に対する教育普及方策

- 博物館と学校との連携(博学連携)については、学習指導要領においては博物館や美術館、科学館等を活用することに関する記述が多く見られるものの、博物館側が十分にその期待に応えていない場合が多くみられる。学校における博物館活用の促進や鑑賞教育の充実を図るためには、なにより設置者において各博物館に学芸員の配置を促進することが必要であり、さらに、博物館においても教育担当専門職員(エデュケーター)の配置を促進することによって、学校と博物館が新たな学びを生み出す仕組みを構築することが求められる。国においては、そのための研修制度の充実を図るとともに、ナショナルセンターである国立博物館・美術館に教育担当専門職員の配置を促進することが求められる。
- 児童生徒等の感性をはぐくむためには、博物館における鑑賞教育が重要であり、各学校においては、関係する教科等を通じて博物館の利用や連携を図り、美術作品等の鑑賞活動を一層推進することが望ましい。その際、児童生徒等が鑑賞活動を通じて良さや美しさなど感じ取ったことを創造活動に生かせるよう、鑑賞と表現を相互に関連

して働きあうものとして考えることが大切である。また、アメリカで開発され、各博物館で導入されつつある視覚的思考法(Visual Thinking Strategy:VTS)を普及させることや、子どもたちが博物館に初めて出会える場を積極的に設定する観点から、「ミュージアム・スタート・キャンペーン(仮称)」を実施することも考えられる。

⑤ 厳しい財政状況下における博物館の運営のあり方

- 日本学術会議の声明『博物館の危機をのりこえるために』(平成19年5月)では、「運営に当たっては定性的成果が重要な部分を占める博物館の場合、指定管理者制度だけが経費節減とサービスのより一層の向上を可能とする制度か否かは十分な検討が必要である。」と述べ、「指定管理者への短期間の業務委託は、博物館の基盤業務である長期的展望にもとづく資料の収集、保管、調査をおろそかにする傾向を招き、その基盤業務を担う学芸員の確保と人材育成が危ぶまれる状況を招いている。」と指摘している。指定管理者制度導入から6年以上が経過し、博物館において様々な事例が積み重ねられてきたことから、これらの事例を参考にしつつ、国として博物館が指定管理者制度を導入する際のガイドライン等を作成することが必要である。
- 公的資金の確保が困難な厳しい財政状況下においては、市民や利用者等からの寄附等外部資金の獲得に努めることが必要だが、国としては博物館に対する公的資金の拡充や寄附税制の充実を図るとともに、登録美術品制度をより利用しやすい制度に改善することが求められる。
- 公立博物館の資料購入予算の獲得が難しい状況において、館種や設置者を越えた連携によって、各館が有する所蔵作品等を有効に活用して新たな企画を検討するとともに、ナショナルセンターである国立博物館・美術館のコレクションの充実や適正な職員配置等機能強化を図ることによって、優れた美術作品等の巡回展や貸与、指導助言等を適切に行うことが求められる。
- 近年、廃校となった旧校舎や旧工場等を活用したオルタナティブ・スペースや博物館が増加傾向にある。これらは比較的廉価で借りることが可能なアーティストの制作活動の場やNPO法人をはじめとする美術関係団体の拠点となっており、これらの活用を促進することが重要である。その際、国としてこれらの改築・改修に要する費用の支援について検討することが求められる。
- 近年、NPO法人や個人等が設置する小規模な博物館が増加している。これらの館は一定のテーマに基づいた特色あるコレクションを形成している場合が多いが、何らかの理由により維持できなくなると、資料が散逸してしまう脆弱さを有していることから、より高度な事業運営のできるNPO法人を育てていく方策を検討するとともに、これらの小規模な博物館に対する支援方策についても検討することが求められる。
- 国立博物館・美術館については、現行の独立行政法人制度において、毎年度運営費交付金が削減され、経営努力の認定基準が厳しくなるなど、様々な課題が指摘さ

れていることから、政府の独立行政法人の見直しに向けた動向を踏まえつつ、今後のあるべき姿を含め、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができるよう検討することが求められる。

(2)美術作品等の鑑賞機会の充実及び美術作品制作等への支援の在り方について

①美術作品等の国家補償制度の創設による国際的レベルの企画展覧会開催の支援

○ 保険料の高騰による国際レベルの企画展覧会開催の障害を除去し、国民の美術作品等へのアクセスの拡大や地域間格差を是正するためには、高額の借り入れ美術作品等を含む展覧会について国家補償制度を導入することが必要不可欠である。

○ 既に主要先進国においては、評価額の高い展覧会について、一定額を超える範囲において国が補償することとし、官民の役割分担を明確にしている。G8でこの制度を導入していないのは我が国とロシアだけであり、まさに文化の国際的な信用問題にもなっている。

国による補償制度の導入は、展覧会の質の向上や美術作品等の適切な保存・安全管理のインセンティブともなり、国民にとっても多様な展覧会が開催され鑑賞機会の拡大につながる。法制度化を実現することが急務である。

○ 近年、アジア諸国との連携・交流が進みつつあるが、アジア諸国では未だこの制度が導入されていないことを考えれば、まず我が国が率先して導入すべきである。

②質の高い国際的大規模展覧会や美術作品制作等に対する支援の促進

○ アート・トリエンナーレ等のアート・フェスティバルの国内開催を戦略的に支援するため、国際交流基金と連携しつつ、国としての適切な支援の在り方を検討することが必要である。

○ 直島・家プロジェクト、大地の芸術祭～越後妻有アートトリエンナーレ、別府現代芸術フェスティバル2009のような地域の活性化や創造拠点の形成等にも資するアーティストの美術作品の制作活動等に対する効果的・効率的な支援方策についても検討することが必要である。

○ また、我が国の美術分野の国際的な相対価値を確認するため、国際的レベルの傑作による展覧会の招来や我が国の美術作品等の海外への出展を積極的に行うことが重要であり、そのための支援の在り方についても検討することが必要である。

(3)アートマネジメントに関する人材の育成について

○ 経済情勢の悪化に伴い、公的資金の確保が困難な状況にあるが、文化への投資は国民の福祉や豊かな生活に資するものであり、その拡充を図ることが求められる。あわせて、各団体やアーティストは、自ら外部資金確保に努めることが必要であるが、そのためには、例えば、積極的に特別展等の企画力や資金収集力、事業に対する評価能力等を培う研修を行うなど、アートマネジメントに関する人材の育成を図るとともに、

これらの人材が活躍する場の増加を図ることが重要である。

- 芸術性と経済性の両立が可能な知識・経験を有したアートマネジメントに関する人材を育成することが急務だが、現状ではそのための研究科を開設している大学は30数校に過ぎない。今後、現職研修の機会の充実を含め、大学・大学院における人材育成の場の充実を図っていく必要がある。

(4) 美術関連資料のアーカイブ戦略

① 美術関連資料のアーカイブの必要性

- 展覧会カタログ等の美術関連資料は、次代の文化芸術創造の基盤であるにもかかわらず、計画的・体系的なアーカイブが進んでおらず、散逸や海外流出の危機にある。これらの資料を適切に保存し、各分野の関係機関が連携し、データベース化を進めるとともに、それらを公開し活用が図られるようにすることが求められる。
- 各博物館においては、まず所蔵作品の目録(資料台帳)を整備することが急務であり、その上で書誌情報やデジタル画像等のアーカイブを進めることが求められる。

② MLA(博物館、図書館、公文書館)連携の促進

- 美術分野におけるクリアリングハウス(多様な情報の中継点)の構築と地域連携の促進が求められる。
- 現在、博物館、図書館、公文書館等各館で行っている美術関連資料の老朽化等に伴う修理等に対する支援を行うとともに、これら情報蓄積型施設が有する貴重な文化資源を、計画的・戦略的に保存・活用することが必要である。
また、エフイーメラ(チラシなど)の保存も重要である。
- そのためには、館種や設置者を超えたMLA連携を促進することが重要であり、学芸員、司書及びアーカイブに関する専門職員(アーキビスト)がそれぞれ有する知識・技能を活用し、相互の交流推進を図ることが強く求められる。

4. 留意事項

- 本ワーキンググループにおいては特に詳しく議論することはなかったが、美術分野の振興に関しては、アーティストの制作環境の改善(制作活動の支援や研修・発表の機会の提供、優れた活動に対する顕彰など)を欠くことができない。今後の美術分野の振興方策の策定に当たっては、こうした点にも十分配慮することが求められる。
- また、税制優遇措置の改善や国際交流の推進、あるいはアーカイブ等他のワーキンググループにおいても議論されている分野については、文化政策部会において議論の上、整理・調整することが必要である。